

彦根市人権尊重審議会 令和4年度第1回審議会 議事録

日 時	令和4年(2022年)6月3日(金) 午前10時00分 から 正午 まで
場 所	彦根市役所5階 第2・第3委員会室
出席者	審議会委員…奥村ルシア克子、岸田清次、郷野征男、高橋嘉子、 力石寛治、戸成晴美、富川拓、西澤由紀夫、東幸子、 麓裕史、米田紀代子 ※敬称略
事 務 局	…企画振興部長(疋田)、企画振興部人権政策課長(村田)、 企画振興部人権・福祉交流会館長(北沢)、 教育委員会事務局学校支援・人権・いじめ対策課長(東野) 企画振興部人権政策課(小川、押谷、福原)

1 開 会

事務局

それでは、ただいまから彦根市人権尊重審議会を開催いたします。開催に当たりまして、副市長よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

副市長

略

3 委員紹介

事務局

それでは、本日は最初の会合でございますので、委員お一人ずつ自己紹介の方をお願いしたいと存じます。申し訳ございませんが、こちらから時計回りにマイクの方を回させていただきますので、受け取られましたらご起立いただき、お名前と一言ご挨拶を頂ければと思います。

委員

略

事務局

ありがとうございました。

なお、彦根市人権尊重審議会第6条第2項の規定により、本会議は「委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と定められておりますが、本日は委員の皆様12名中、11名の方にご出席をいただいておりますので、無事会議が成立しましたことをご報告させていただきます。

なお、申し訳ございませんが、副市長は、この後、別の公務がございますので、申し訳ございませんが、ここで退席をさせていただきます。皆様ご了承いただきたいと思っております。

副市長

どうぞよろしく願い申し上げます。失礼いたします。

4 議 事

(1) 会長および副会長の選出について

事務局

それでは議事に移りたいと思っております。議事の進行につきましては、彦根市人権尊重審議会規則第6条第3項の規定において、会長は、会議の議長となる旨定められておりますので、早速、会長および副会長の選出につきまして、皆様からご意見を賜りたいと存じます。なお、会長が選出されるまでの間に限りまして、事務局で進行させていただきますこと、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、彦根市人権尊重審議会規則第5条第2項に、会長および副会長は委員の互選によって定めるとありますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。

委員

事務局一任。

事務局

ありがとうございます。事務局一任ということで、お声の方を頂戴いたしました。事務局としましては、会長に富川委員を、副会長に力石委員をお願いしたいと考えておりますが、皆様、いかがでございますでしょうか。

委員

異議なし。

事務局

ありがとうございます。異議なしということで皆様からご承認を頂戴しましたので、富川委員および力石委員は、前の会長席、副会長の席にご移動をお願いしたいと思います。

それでは、誠に恐れ入りますが、富川会長また力石副会長からご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長・副会長

略

事務局

それでは、規則第 6 条第 3 項の規定によりまして、この後の議事進行につきましては、富川会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。それでは、ここからは私の方で進行させていただきます。よろしく願いいたします。

(2) 彦根市人権施策基本方針の改定および人権に関する市民意識調査の実施について

会長

まず、規則第 2 条より、この審議会では、人権尊重に関する重要事項を調査審議することとなっております。副市長からのご挨拶にもありましたとおり、今回は、平成 21 年に策定された彦根市人権施策基本方針の改定と、それに向けた人権に関する市民意識調査の実施について審議するために招集されたとお聞きしております。その経緯等について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

失礼いたします。では、事務局から資料に基づいて説明をさせていただきます。まず、今、会長の方からお話がありました、平成 21 年度策定の彦根市人権施策基本方針について、資料 2 をご覧ください。

時間が限られておりますので、表紙をめくっていただきますと、裏面に、この方針を 1 枚でまとめた概要をお付けしております。そちらをご覧ください。

いくつか項目が並んでおりますが、まずは現在の基本理念について、次にこれまで彦根市が取り組んで参りました人権施策の基本方向、それから具体的な人権の主要課題とその解決に向けた施策、その施策を進めるための推進体制という大きく 4 つの項目が記載されております。

そのうち、取り組むべく主要課題について少し詳細に説明させていただきますと、様々な人権施策の中で、彦根市では 7 つの柱を設けて施策に取り組むこととしております。

1 つ目が同和問題の解決に向けて、2 つ目が女性の人権が尊重される社会の実現に向けて、3 つ目が子どもの人権が尊重される社会、それから 4 つ目が生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて、5 つ目が障害者が安心して暮らせる共生社会の実現、6 つ目が外国人の人権を尊重する社会の実現、そして 7 つ目が様々な人権問題、ということで大きく 7 つの柱に基づいてこれまで施策を実施して参りました。

これにつきましては、国の方でも法務省が同じように主要課題の方を毎年設定しております、国の方はさらに詳細に 17 つの課題を設定され、取り組んでおられるところです。彦根市は、そのうちのいくつかを様々な人権に向けてということに取りまとめて取り組んでいるという状況でございます。

現在、またここ 10 数年は、こういった形でこの基本方針に基づいて施策に取り組んで参ったところですがけれども、副市長の挨拶にもございましたとおり、基本方針の策定から 10 数年が経ちまして、人権課題を取り巻く背景が変わってきているのかなというように考えております。彦根市の取組に関してご説明申し上げますと、昨年度、多様な性についての取組ということで、「彦根市パートナーシップ宣誓制度」というのを導入しましたが、これは、今ご説明申し上げた 7 つの人権課題のうちの「様々な人権問題」に含まれるという整理をしております。それ以外にも、インターネット上、たとえば SNS 等を通じた誹謗中傷であるとか、これまで「様々な人権問題」として取り扱ってきた問

題が非常に顕著になってきておりまして、「様々な人権問題」というところにかかる比重が大きくなってきているのが現状だと考えております。

その辺も踏まえまして、今回、この方針について皆様にご審議いただき、見直していただけたらというのが方針の改定に係る経緯でございます。

基本方針については以上になりまして、本年度はその見直しに向けて市民の意識調査を実施するというを考えております。前回基本方針を策定する時にも同じように市民意識調査をさせていただいておりまして、その結果に基づいてこの方針を策定したということでございます。今回も同じように、市民の意識調査を本年度中に実施させていただき、市民の皆様は今どんなことに問題意識を持ってらっしゃるのかということで、実態把握をした上で、来年度皆様に新たな方針を考えていただければなということを考えております。

(3) 人権に関する市民意識調査の概要について

事務局

続いて、資料 3-(1)というのをご覧ください。資料 3-(1)はその調査の基本設計についての資料となっております。

調査の目的については、今申し上げましたとおり平成 21 年 4 月に策定した基本方針に基づいて様々な施策を実施して参りましたが、その後、人々の人権意識が高まり、人権課題に対する理解も着実に広まってきた一方で、10 数年以上が経過し、時代変遷とともに新たな人権課題も生じているという状況にございます。以上の状況から、今後 2 か年にかけて方針を見直したいということで、方針を見直すにあたっては、市民の人権問題に関する意識を踏まえることが不可欠であるという考えのもと、実態把握を目的に今回調査を実施するというのが調査の目的となっております。

この調査の根拠につきましては、彦根市では、昭和 60 年代に「彦根市人権尊重都市宣言」を行い、その後「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を制定し、その中の第 5 条に「市は、施策および啓発活動を効果的に推進するため、必要に応じ、調査等を行うものとする。」という規定を設けております。今回も、この規定に基づき調査を実施するということでございます。また、この審議会の開催につきましても、同条文の第 7 条に、「この条例の目的を達成するための重要事項を審議する機関として、彦根市人権尊重審議会を設置する。」というふうになっておりまして、本日皆様にお集まりいただいたところでございます。

それでは、調査の基本設計に入って参ります。今回の調査は、彦根市に居住する満18歳以上の市民、いわゆる成人を対象といたしまして、外国人住民を含んで調査を実施して参りたいと考えております。対象数は3,000人、こちらは前回と同じ数になっております。それから、この3,000人の抽出方法につきましては、無作為抽出すなわちランダムで抽出することとし、調査の設問数につきましては、後ほどまた詳細にご説明申し上げますが、大問で30問程度、枝問も含めると40から50程度というように考えておりました、実施の方法につきましては、1つは従来どおり郵送で、もう1つは近年の状況からオンライン調査法というのをも併せて実施したいと考えております。実施時期は本年度の秋頃を目標にということでございます。

次に、どんな調査をしていくかという調査の項目についての基本的な考え方についてご説明させていただきます。まず、調査項目の数についてですけれども、先ほど30問程度ということでご説明させていただきましたが、近年こういった市民調査をしますと、なかなか回答いただけないという現状が残念ながらございます。ですので、調査対象者の回答にかかる負担が増えることによって回答率が低下するというようなことは避けたいと考えておりました、調査項目については、前回と同数程度または少し減らすという方が、より実態を把握できるのではというふうに考えております。

資料にも参考にお付けしておりますとおり、前々回、これは人権全般ではなく同和問題に特化した調査ではあったのですけれども、その時の回収率が68%であったのに対し、前回平成18年度に実施させていただきましたときには49.5%ということで、この2回を比べましても、既に大きく低下しているところがございます。今回は、これまでにはなかったオンラインという調査方法も実施する予定になっているのですけれども、調査項目については、今申し上げた方向性でさせていただけたらなということでございます。

次に、具体的な項目設定の方向性についてですけれども、1つは経年比較をとるのが大きな方向性の1つということでございます。前回平成18年度に実施させていただいてから市民の意識がどう変わったのかということ把握するために、一定の調査項目については前回評価時のものをある程度維持する方がいいのかなというのが1点。それから、地域比較ということで、こういった調査は、私どものような基礎自治体の他に県の方でも人権に関する県民意識調査というのでも実施されております。ですので、これらと比較して、地域に

よって人権意識に一体どんな違いがあるのかということも参考になるのかなというところで、その辺を比較するためにも、滋賀県の調査項目と同様の項目を設けてはいかがかというところでございます。この辺りの経年比較・地域比較というところは、前回の調査時も、ある程度同様の方向性があったのかなというふうに考えております。

それから今回新たなところで申し上げますと、新たな人権課題への対応ということでございます。先ほどからご説明申し上げますとおり、前回調査から10数年経ちまして、新たな人権課題というのが大変大きな問題となっております。これらへの対応を念頭に置きまして、先ほどご説明した法務省が定める啓発活動強調事項17項目などを参考に、新たな展開が必要だと思われる人権課題についての質問を設定してはいかがかというのが方向性の3つ目ということで、この3つの方針に沿って進めていけたらというふうに考えております。基本設計についての説明は以上です。

説明が続きまして恐縮ですが、資料3-(2)をご覧ください。

こちらが、今ご説明申し上げた基本的な考え方に基づきまして、具体的にどういったことをお聞きするかというのを事務局で検討させていただき、一覧にしたものでございます。

見方といたしましては、大項目・中項目・小項目と大きく3つに分かれておりますのと、その上に「市」「県」とございまして、市の方は今回実施予定の意識調査においてこういう項目を設けてはどうかというのが左の欄にずっと並んでおりまして、その右のH28というのは前回平成18年度に実施した調査時にどのような項目を設定していたかというのが右の欄にずっと並んでおります。続いて、県の方のR3というのが令和3年度に滋賀県が実施された調査ではどのような項目が設けられていたか、その右のH28というのがその前の平成28年度に実施されていた状況はどうだったのかということのをそれぞれ比較対照いただければということで、掲載しております。

左から右に全体を見ていただきますと、例えば、問1なんかは令和4年度も平成28年度にあったものを同じく設定するというような見方ができますのと、一段下がっていただきますと、県は設定しているけれども、市の方では前回も今回も設定がないと。こういった形で、比較対照しながら見ていただければなというふうに思っております。

少し詳細に入っていきますと、まず大項目「人権全般について」ということで、まずは人権というものに対して市民の皆様が持たれるイメージだとか、あるいは皆様ご承知のとおり平成28年にいわゆる人権3法という人権に関する重要な法律が3つ施行されておりました、それについての質問を新たに設けてはどうかということでございます。

その次が「人権侵害について」ということで、市民の皆様が差別や人権侵害を受けた経験があるのかどうか、受けたときはどういった場面であったのか、受けた内容は、受けた後その方がとられた対応は、というところでございます。前回と少し変わっておりますのは、風習についてというところと、人権尊重や人権侵害に関する考え方というようなところと、まず、人権尊重や人権侵害に関する考え方ということに関しましては、前回はいろいろな人権課題について具体例を1つずつ設け、それについて皆様どう感じますかというようにお聞きしていたんですけれども、「O-157感染者を避けるか」などと書かれておりますように、その時代だからこそ問題意識が非常に高かったような具体例も含まれておりました。これについては、現状に合わせる必要があるのかなというところで、例えば、県の方は、「住宅を選ぶ際に忌避する条件」ということで、いろいろな人権課題を「住宅を選ぶ」という場面に引きつけて設定している項目を設けておられました。この辺りの趣旨は同じかなということで、県と同様の項目に振り替えてはいかがかなというのを提案させていただいております。

そこから更に下の部分に関しましては、先ほど皆様に見ていただきました彦根市人権施策基本方針の具体的な人権課題について、それぞれ設問を設けるというセクションになっております。

女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権…とずっと続いておりました、今回はですね、各人権課題についてまずは2問設定してはいかがかというので事務局案を設定させていただきました。いずれの人間課題にも共通しておりますのは、それぞれの人権課題について、人権上どのような問題があるかというのを皆様に問う設問が1問。それから、そういった問題を背景に、これからそれぞれの人権尊重のためには何が必要かという今後の取組について問う設問が1問。それぞれ1問ずつをセットにお聞きしてはいかがかということで、それぞれ2問を基本として設定させていただいているのが事務局案でございます。

加えて、子どもの人権というところに関しましては、今の申し上げた2問に加えて、児童虐待をなくすためには何が必要か、いじめを予防するためには何が必要かという設問を前回も設けておりました、これについては今回も維持してはかがかというのが事務局案でありまして、そこだけ少し厚めに4問になっております。

それから、その他の人権問題というところで、平成18年度に調査させていただいたときには、「問24」というのが出ておりますけれども、エイズ患者・HIV感染者のことについてのみお聞きしておりました。ですが、今回は、先ほどから申し上げております新たな人権課題への対応を踏まえまして、まずは、LGBTに関する事項について、大問としては1つ、小問としては2つを設けてはどうかというところ。また、前回設定していたエイズ患者をはじめとする感染者の人権というものについては、感染症患者やその家族というような大きなくくりで1問設けてはどうかと設定しているところ。さらに、インターネット上の人権侵害についてということで、様々な人権課題については大きく3つ程度の人権問題を取り上げてはどうかということで、設定させていただいている状況でございます。

それから、同和問題についてですけれども、基本設計のところでもご説明させていただいたとおり、前々回の調査時は同和問題に特化した調査を平成7年に実施しておりました。皆様ご存知のとおり、こういった人権に関する取組の発端はやはりこの部落差別に関する問題というのがございまして、同和問題というのは今も欠かせない重要な人権課題であるということで、こちらについてはある程度項目数を設定しているというところでございます。

まずは部落差別を知ったきっかけはという前回にもあったような質問、また、少し聞き方は変えているんですけれども、被差別部落出身者に関する認識というところで前回と同趣旨の質問を設定させていただいたり、問題解決に向けた手段方法を問う質問など、この辺りは趣旨を踏まえて同様の設定をさせていただいているようなところがございます。

以上が人権の個別課題に関してのセクションでございまして、最後は、今後の取組に関して設問を設けるというところで、今、市の方で取り組んでおります人権啓発・教育に係る取組、たとえば市の広報誌だとかパンフレットだとか現在啓発に使用しているものを皆様どの程度ご覧になられたかというところをお聞きすると、それとは別に講演会や研修会等々を実施させていただいてい

るというの大きな取組の1つでありますので、その参加状況を問う設問。それから、今後方針を考えていくに当たって、今後の取組において必要な取組というの前回同様に設けるといふようなところ。さらに、今後の課題ということで、いろいろな個別の人権課題の中であなたが特に関心のあるものや今後市が取り組むべきものというようなところで、個別の人権課題について問う質問を設ける。そして、自由記述でご意見・ご要望等をいただき、最後に回答者の属性をご回答いただくという形で設問設計をしているというところで、一覧については以上でございます。

そして、本日、皆様の議論の中心になると考えておりますのが資料3-(3)でございます。これが、今後実施する調査において市民の皆様にお配りする調査票の案というものになっております。詳細については、この後皆様にご審議いただけたらと思うんですけども。こちらの調査票に関しましては、まずは封筒でこれが市民の皆様のもとに届いて、ご回答いただける場合には自分が選択する選択肢についてこの調査票に直接丸をして、さらには、ご自身のご意見などを書いていただいて、返信用封筒で返信するというようなイメージで考えております。

中を見ていただきますと、市民の皆様が少し理解するのが難しいのかなと思うような単語だとかいうものに関しましては、脚注で意味の説明をさせていただいております。それから、皆様にご検討いただきたいなと考えているところなんですけれども、今回は審議会でご覧いただきやすいよう、先ほど説明申し上げた設問一覧表の大項目、すなわちこの質問はどういったことについて尋ねているのかというのがぱっと見えてわかっていただけるように、1ページ目ですと「人権全般について」というように四角で囲んだカテゴリー表記をさせていただいているんですが、前回調査時には、こういった表記はありませんでした。ですので、前回と同じような体裁でいいのではないかと、やはり何を聞いているのかを冒頭で予測させた方が答えやすいんじゃないかと、この辺りはまたご検討いただけたらというふうに考えております。

以上が、資料3-(3)についての説明でございます。

あとは、参考資料としてお付けしているものについて、薄い冊子が2冊付いておりますのが、前回市が実施した時の調査票と県が昨年度実施された時の調査票ということで、先ほどの調査項目一覧をご覧くださいながら、個別の質問

や選択肢、質問の聞き方だったりを随時ご参照いただくというようにお使いいただければなと思っております。あと、ひもで綴じて少し厚めになっております「人権に関する市民意識調査結果」というのが、前回彦根市が実施しました調査に対する結果報告でありまして、報告書は207ページございますので、前の方に付けております概要版の方を適宜ご参照いただけるとわかりやすいかなということで、以上補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。資料の確認とともに、その内容についても詳しくご説明をいただきました。

ただいまの事務局からのご説明に関しまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員

はい。

会長

では、前の方。よろしく願います。

委員

私の分野は外国人住民なんですけど、現在、彦根市では、約50人に1人が外国人住民なんです。で、外国人住民にもアンケートを実施するということですが、すけれども、その際、きっと言葉の壁っていか読めない方がいらっしゃると思うので、その点について、事務局の方では何かご準備を考えていらっしゃるのかという点をお聞きしたいです。

会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局

はい。基本設計のところでも少しご説明をさせていただいたのですが、今回の対象者には外国人住民も含むということで、外国人の方にももちろん答えていただきたいと考えております。具体的には、担当課である私どもの人権政策

課に外国語の通訳が現在 4 名おりました、言語に関しましては、従来はポルトガル語、英語、中国語という 3 言語だったんですけれども、今年度から、近年ニーズが増えておりますベトナム語の通訳を配置させていただきました。外国人住民の方へのアンケートに関しましては、この 4 ヶ国語につきまして翻訳をしたものを一緒にお付けしたいなというふうに考えております。

会長

ありがとうございます。今のご説明、いかがでしょうか。

委員

結構です。

会長

その他はいかがでしょう。方針改定に係る経緯と調査の概要について、ある程度詳しく説明していただいたんですけれども、この時点でいかがでしょうか。

委員

私は障害者の団体なんですけれども、何か困ったことはありますかと尋ねたりすると、高齢化が進んでいましてですね、交通手段、移動手段がないと。高齢になって、免許を返還するというので、ちょっと買い物に出かけたりとか、理事会とかで福祉センターに来てもらったりする際にもこの手段がないと。タクシーで来られて、タクシー代もらえんかと聞かれたりするとちょっと困るんですけども。そういう意見を非常によく聞きます。

それで、私は南部・亀山に住んでいるんですが、特にあっちの方の公共交通機関というと、まずバスは通っていません。河瀬駅までいくと、市立病院行きとかそういったバスは出てるんですけども、この南部地区の方は非常に不便を感じておられます。この意識調査の中に、そういったことがちょっと欠けるかなというふうには思いました。

会長

事務局いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。

ただいま委員の方からいただいた意見につきましては、障害者の人権施策に関する部分と、高齢者に係る部分と重なる部分があるのかなというふうに拝聴しておったんですけれども、実は今回のこの調査票の中にこういった回答・選択肢を設けるかというところにつきましては、担当課以外に関係課が他にある場合にはそちらにも照会をかけさせていただいて、回答のあり方というのをご検討いただきました。

それで、今おっしゃっていただいた趣旨に近いのかなと思いましたが、調査票の8ページ内の問12、こちらは高齢者の人権の部分にはなるんですけれども、今まさにおっしゃっていただいた移動手段というところで、この選択肢12というのに、「免許返納後の移動手段を確保する」というような選択肢を設けております。以前にはなかった選択肢でありまして、やはり今回はこのような選択肢を持つてはどうかというようなご意見を関係課から頂き、設定したものでございます。委員におっしゃっていただいたように、どんどん高齢化が進んできて、皆様移動するのが本当に大変だという、喫緊の課題だということに関係課としても認識しておられるというところで、前はなかったんですけれどもこういう選択肢を設けているところでございます。

ただ、今のお話は「高齢者」というカテゴリーでのお話でありまして。「障害者」のサービスとしてというような趣旨でありますと、「高齢者の人権」のところではなくて「障害者の人権」というカテゴリーでどのように出てくるかということになるかと思えます。こちらについては、建物や交通機関のバリアフリーを進めるというような選択肢辺りかと思われるんですけれども、やはり少し視点が違うのかなと。こちらは前回あるいは県の調査と趣旨を合わせたような選択肢のあり方になっておりますので、その点検討が必要かなというところでございます。

委員

ありがとうございます。私どもとしてはそういう意見をよく聞くんで、何とかならないかなあという。市の方にもそれを訴えてくれという方もおられますので、その辺よろしく願いいたします。以上です。

会長

ありがとうございます。既に質問項目の内容に関わるのところまで、ご意見をいただきまして本当にありがとうございます。実は、この後細かく項目ごとにご意見を頂く時間をとらせていただいておりますので、そこでそれぞれのご専門の立場からいただきたいと思います。

申し訳ありませんが、今は全体的なご説明、最初の現状や経緯等々のご説明、これに関しては大きなところでご質問等をいただけましたらと思います。

はい、お願いします。

委員

これも後から説明していただけるのかもしれないんですが、回答方法についてです。オンラインという手段もあるということですが、それはどのような形でなんでしょうか。

会長

事務局、お願いします。

事務局

ありがとうございます。

オンラインについては、今後コンサルティング業者の方に入っていただいて、この調査の実施と回収・分析をお願いするということを考えております。例えば、参考資料にある滋賀県の意識調査の場合ですと、インターネットでご回答いただく場合、実は調査票ごとに付番がございまして、調査専用サイトにアクセスして皆様の手元に届いた資料の中にある番号を入力されますと、この調査票にある調査項目が次々と出てきて、順番にお答えいただくというような形で実施されておりました、おそらく同じような方法になるのかなというように考えております。

会長

いかがでしょうか。

委員

はい。ありがとうございました。

会長

気になるところですね。回収率がとにかく低くならないようにということで、このインターネットでの回答に関しましても、わかりやすくご準備いただければありがたいと思います。

会長

それでは、私の方からも失礼して質問なんですけれども、基本設計に関するところかと思うんですが、調査対象が満18歳以上の市民、外国人住民の方も含むということで、確認なんです、18歳未満の子どもたちの状況を把握するために、この調査以外のところで、市で何か調査等されていることがありましたら教えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局

はい。まず、基本設計のところの説明を省いてしまったんですけれども、基本設計の資料の裏面に参考として記載しております前回・前々回の調査状況についてですが、ともにいわゆる成人の方を対象に調査を実施してきたという状況がございまして、先ほど申し上げたとおり経年変化をとるといような調査の方針も踏まえまして、今回も調査対象は同じような年代をターゲットにするということで今回設定をさせていただいております。

そして、子どもに関してですけれども、皆様もご存知のとおり、こういった調査だとか方針・プランの策定といったことにつきましては、それぞれの分野毎に実施・設定している状況がございまして、子どもに関して、直近ですと、「彦根市子ども・若者プラン」というものを、確か平成31年度ぐらいだったと思うんですけれども策定しております、その時、保護者はもちろん、就学児にも対してもそれぞれ意識調査やアンケートをしております。残念ながら、今回すべての分野について詳細に調査するということがかなわない中で、そういったかなわない分野については他の調査等で補完していけたらいいのかなと考えております。

会長

ありがとうございます。確認ということでお聞きしましたけれども、現在の方針の中にもですね、子どもの意見や意思が尊重される社会環境づくりの推進ということが入られておりますので、今回の調査は別としまして、その他重要

なデータもすでに担当部署で取られてるものがあるということがお聞きできてよかったです。ありがとうございます。

ご質問ですね。どうぞ。

委員

この調査は秋頃の予定ということですが、方針を決めるまで全体のスケジュール教えていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございます。全体のスケジュールについてのご質問ですが、調査については秋頃、具体的には9月か10月頃になるかなと事務局では考えております。

審議会も含めた今後のスケジュールとしましては、本日皆様に調査原案を採んでいただいているところですが、この後、第2回目の審議会を夏頃、調査の前にもう1度開いて皆様に集まっていただき、今日頂いたご意見を反映したものをそこでもご提示する。そこで、皆様に最終審議と確認をしていただき、調査実施を迎えると。実はこの第1回目審議会がもう少し早めに設定できたならよかったんですけども、なかなかそれがかなわずに6月に入ってしまったので、この調査実施は10月ぐらいになるのかなとも感じているところです。とりあえず9月か10月に調査を実施させていただき、回答期限を1か程度設けて、ある程度の回収率を見込めたら、業者の方で集計と分析を進めていただきまして、おそらく年明け2月頃になるのかなと想っているんですが、そこで集計・分析した結果を、第3回目の審議会でご報告させていただき、次年度の方針改定に備える。令和4年度に関しましては、そんなスケジュール感で考えております。

委員

そうすると、今日ある程度意見が出て、夏の2回目の会議で最終確認ということですが、どうしても会議の中で意見が十分に言えないということもあるので、例えば、会議の後で、ペーパーか何かをお出しするとかいうことができるのかどうか。

会長

いかがでしょうか。お願いします。

事務局

はい。まずは本日、皆様のお時間の許す限りで、もう少し詳細等々もご審議いただきたいと思えます。それでもですね、なかなか意見が出し尽くせなかったというような状況になりました場合には、委員からご提案のありましたEメールや書面での意見照会について、スケジュールの関係で言いますと1回程度は挟むことは可能かと思えます。書面で頂いたものを踏まえて、事務局の方でもう一度修正検討し、それを皆様にご提示させていただいたところで第2回目を迎えるというようなことは可能かなということでございます。

会長

ありがとうございます。挙手いただきましたので、どうぞ。

委員

老人クラブです。高齢者の人権という項目で、内容的には問題ないと思うんですが、都心部の高齢者と鳥居本とか新海といった少し外れたところの高齢者とは回答の内容が大幅に違ってくると思うんです。

我々、老人クラブの面々を見ておりましたが、やはり免許返納の後、ちょっと交通の不便なところと都心部の方とは全く違うんですね。その辺りも、この調査から取れるような形にしていきたいなと。今の市の全体が見えるのか。よろしく。

会長

ありがとうございました。地域格差に関わる問題かと思えますが、事務局。

事務局

ありがとうございます。実は、こちらについては、私どもも同じ問題意識は持っておりまして、例えば、参考資料の県調査を見ていただきますと、県調査は対象エリアが非常に広範となりますため、このアンケートの回答属性の中で、地域を答えさせる設問を設けていらっしゃると思います。19市町ではなく7つぐらいのエリアに分けて回答を求める、というような設問を設定されているんですね。今回の調査に関しても、どのようにエリアを区切るかというところは検

討が必要かと思えますけれども、今おっしゃっていただいたような問題意識のもとで、そうした設問を設けることは可能かなというふうに思っております。

委員

我々の会員も、このアンケートに関する回答ですか、これにもご協力させていただきますので、是非考えてください。

会長

ありがとうございます。はい、では次の方。

委員

今の質問に関連してですけれども、この属性の中に、彦根市は17つ小学校区がありますよね。この学区名を聞くというのはできないんですかね。人権問題に関しては、非常に熱心な学区だとかそういうものもありますので、やはり回答が大幅に変わってくるように思うんですよね。高齢者もしかり、障害者もしかり。回答が学区によって大幅に変わってくるのではないかというね。できれば、小学校区くらいは入れてもいいのではと思えますけれども。以上です。

会長

学区というのも、回答いただけたらどうかという。今の時点でのお考えありましたら、事務局どうぞ。

事務局

ありがとうございます。

学区に関しましては、本日もご出席いただいております彦根市人権教育推進協議会という協議会に関連して、今お話があった17学区それぞれにも各学区人権教育推進協議会と呼ばれる人権啓発・教育に取り組む任意団体を設置いただいております。そして、それぞれの学区が主体となって、街頭啓発や人権のまちづくり懇談会という市民主体の人権学習会なども実施いただいております。市の方では、それに対して、いろいろな補助をするというような体制を整えているところでございます。

その中で、ここ数年はコロナ禍ということもありまして、学区の取組具合というのには正直ばらつきがあるということを事務局でも把握しているところでございます。属性の聞き方・エリア設定の仕方ということについては少し検討

をさせていただいて、次回までに皆様に何らかの結論をご提示したいなと思っております。

会長

ありがとうございます。せっかく調査していただいて、市民の皆様にもご協力をいただきますので、その後のクロス集計等々も想定してその辺りも検討お願いしたいと思います。

はい、ご質問どうぞ。

委員

設問のとらえ方ということでご質問させていただきます。

私どもの方でもこういった人権に関するアンケート調査を同じようにやっておるわけですが、昨今、必ず上がってくるのは、インターネット上での問題と、もう1つは新型コロナウイルスにより発生している人権侵害という問題。この2つが、新しい人権侵害のテーマとしてよく浮上しております。

今回の設問を見させていただいて、インターネット上の問題というのはしっかり抑えられておられるのかなと思うんですが、新型コロナウイルスに関しては、どのように織り込んでおられるのかなってというのがちょっと見えにくい。

もし、こちらのテーマをあえて削除しましたということであるなら、それはそれでご説明をいただければなというふうに思いますので、よろしく願います。

事務局

ありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスに関する人権問題の関しましては、県調査では、「感染症患者とその家族等の人権について」という設問以外にもう1問設けるというような形で取り上げられている次第でございます。これについては、委員からご説明がありました近年の新型コロナウイルスに起因する人権侵害の状況などを踏まえて、県の審議会の中でもいろいろ議論をされて設定されるに至ったんだと思うんですけれども、今回の調査につきましては、この秋以降に実施するというタイミングが1つございます。前回調査が平成18年、今回は令和4年ということで、次回がまた5年先、10年先になるというようなことを考えましたときに、この新型コロナウイルスに特化した設問を1つ設けるべき

かどうかというのは、非常に精査が必要かなというようなところで考えております。ただ、私どももこの問題に関しては非常に問題意識を持っておるのは当然でして、彦根市では、この新型コロナウイルスに起因する差別の問題が非常にクローズアップされた昨年度などはいろんな啓発も実施させていただいておりました。一例を申し上げますと、皆様駅などでもしかしたらご覧になられた方もいらっしゃるかもしれませんが、ひこにゃんを題材とした「ストップ・コロナ差別」というようなポスターを作らせていただき、駅や企業にも協力していただきましていろんなところでポスターをご掲示いただき、啓発に努めたような経緯がございます。また、地域との連携で申し上げますと、彦根市教育推進協議会と彦根市との連名で、このコロナ差別に係る人権宣言を採択させていただいたような経緯もがございます。ですので、事務局としては、非常に問題意識を持っているとともに、これまで精一杯実施させていただいてきたというような自負もございまして、今回は感染症一般というところではいかがでしょうかということですが、ただ、表記の仕方に関しましては、現在の表記はこれまでの経緯を踏まえて「エイズやハンセン病」というものだけが表に出てきておりますけれども、例えば、「エイズやハンセン病、新型コロナウイルス感染症」といった具合にこちらに具体例として併記することで、もう少し問題意識を表に出して、新型コロナウイルスに関連する問題であるということを明示することはできるのかなと。そういった検討もさせていただければなというふうに思います。

会長

貴重なご意見、またご説明ありがとうございます。今のご回答でよろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

ありがとうございます。それでは、今副会長から資料が配布されましたので、こちらについて副会長からご説明をいただきます。

副会長

すみません。時間をとると困るのではということで、ちょっとだけまとめさせていただきました。

まずこういうアンケートというと、「ああ面倒だな」と。気になったところは答えるけれども、そうでないと「もうええわ」という方も多いということで、思いつくままに書かせていただきました。

まず1番目に、「お願いします 住みよいまちづくりを目指して アンケートにご協力ください 市内で3000人の方に依頼 その中のお一人があなたです ぜひご回答を」という具合に、あなたは選ばれた方ですよと、こんな具合にしてやってもらったらいいと思います。

それから、県の方は途中にジケンダーなんかが入ってます。こんな具合に、彦根でもひこにゃんを入れてもらうと。7通りあるらしいので、順にこれを追ってもらうというもいいんじゃないかなと思います。

それから、回答者を増やすことも重要。約11万人いる市民のうちの3,000人ですから、やはり3,000人と回答してもらってもやっとなところ。ですので、回答する人の気持ちになって作ると。回答しやすく、わかりやすくということで、字の大きさもなるべく大きくという具合にしてもらえれば。

それから質問の順番。というのは、最初にパッと書けるものから始めるということですよ。性別、年齢、それから仕事。こんな具合に入っていったら、入りやすい。

それと、問24、26、27は「3つ以内で選んで」とありますが、これ表現が難しい。「3つ選んでください」と、こうやれば、統計をする場合もわかりやすいんじゃないかなと。

それから問25。過去5年の間に研修会に参加したか。これは多分5年と言いますと、地域での研修会は、多分半分ぐらいやっていない。それから、市や県の場合も、突然中止。ということで、自ずと回答がわかってしまう。3回以上なんか当然無理ですね。ですので、今回はこんな状況ですから、統計しても意味がないんじゃないかなというふうに思います。

それから、問1。これね、表現が非常に難しい。「あなたは『人権』という言葉に、どのようなイメージを持っていますか。アからエのそれぞれについて…」と、こういう表現は非常に難しいですので、「どのようなイメージを持っ

ていますか」で一旦止めて、「明るいか暗いか」の横に「どれか1つ選んでください」とカッコで入れたら、その方がすっきりする。

それから、問2の(3)。アで「ヘイトスピーチ解消法を知っていますか」と聞いた後、イで「あなたはヘイトスピーチについてどう思うか」と。そして、「1 やめるべきだと思う」と続きます。知らないのに、何をやめるべきだということになりますので、これは知っている人に対してだけ聞けばいいんじゃないかと思います。

それから、その後の質問はいずれも選択肢が10項目前後並んでいるんですが、全部読まないで答えられないというので非常に大変。今までの調査に合わせていくとそうなるというのもわかるんですが、ちょっとでも減らせないかなと思います。回答する者からしたら、全部読まなきゃならないというのはね。やはりなるべく少なくできないかな、これとこの選択肢は一緒にできないかなというふうに検討してもらえればなど。

続いて、問6。女性の人権が尊重されるためにはということで、問題になっているのは、クォーター制。きちっと決めたらね、それに従ってやっていたら確実に増えていくんですが、日本では絶対にそういうふうにならない。ひとまずクォーター制をどうするかというところを検討してもらえばいいんじゃないかなと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。回答者の立場になってというご提案で、各質問項目に対するご意見にも繋がっていく、ご提案でございました。

この後、各領域についてはそれぞれご意見をいただいて参りますので、今の時点で事務局、何かありましたら。

事務局

ありがとうございます。非常に詳細に、回答者の目線に立ってご意見を頂けて、大変参考になります。特に表現の仕方や質問の順番などは、私どもも非常に重要だと認識しておりまして、今回の案でも、冒頭で人権のイメージを聞いておるのも、なるべく答えやすい質問から、という意図で設定してるところではあったんですけども、さらに属性から聞いていく方が答えやすいのではないかというところは、私どもも共通した思いを持つところでもありますので、検討させていただければというふうに思います。

少しこちらで補足させていただけるとしたら、問 25、研修会の参加状況については今回不要ではないかというようなご意見を頂いたところなんですけれども、確かに、ここ 2、3 年はコロナ禍の影響を受けて、市主催のものを含めて各地での様々な人権啓発・人権教育の機会が減っているという状況は大変残念ながら見受けられるところでございます。ただ、その中にありましても、それぞれの工夫をしながら実施しているところも当然ございまして、先ほどお話出ました 17 学区それぞれの学習会についても、中止にされるところは非常に多いですけども、工夫しながらやられた学区も一部見受けられるところでございます。また、市主催の研修会につきましても、会場でしか開催できないものを除いて、オンラインに変えられるものは変えたりしながら実施している状況もでございます。ですので、全く機会がないかというところというわけではありませぬのと、こういう中でもお取り組みいただいた方々の思いを汲み取りたいというところがありますので、ここはお聞きさせていただきたいと考えております。また、クロス集計についても、どういうふうにクロスしていくかと検討する中で、例えば、研修に参加した回数が多ければ多いほど、やはり正しい認識を持たれているだとかという分析の仕方もできるのではないかとということで、設問としては重要な項目なのではないかなと認識しております。

あと、委員に誤解があるのではと思いますのが、ヘイトスピーチに関する問 2 の(3)です。この問 2 の各小問については、実は人権 3 法を知っていますかというのが A で、これは法律を知っているか知らないかという設問になっております。その次のイの部分につきましては、その法律には関係なく、あなたはヘイトスピーチをどう思うかということです。もちろん、ヘイトスピーチ解消法を知っていれば、ヘイトスピーチのことは十分ご存知で、法を知らなければヘイトスピーチに対する認識も薄いということはあるかもしれませんが、法律を知らないからと言って、ヘイトスピーチそのものを絶対知らないかというところではないのかなというところで、これは部落差別に関するところも同様ですので、少し補足説明させていただきました。以上です。

会長

ありがとうございます。各設問にも関わるところで、非常に貴重なご意見をいただきました。もうそれぞれの、質問の議論に入った方がいいかなと思いましたが、時間に限りもございますので、今から最初の「人権全般について」からそれぞれの項目について、ご意見を頂きたいと思っておりますがいかがでしょうか。

はい。では、始めさせていただきます。資料 3-(3)ですね。1 ページ目です。「人権全般について」というところから、ご意見を頂きたいと思います。ヘイトスピーチのところ、これはご意見をいただいております。その他、何かご意見ありましたらお願いします。

委員

回答する側としては多分、属性から聞いていった方が良いかなというのが1つあります。それを踏まえた上で、問1のア「明るいか暗いか」というのは、非常に抽象的でわかりにくいので、この設問はなくていいのかなというふうに思いました。以上です。

会長

ありがとうございます。

委員

私も、文化の違いかわかりませんが、「明るい」「どちらかといえば明るい」「どちらもいけない」「どちらかといえば暗い」「暗い」というような表現、ちょっと、私にはわかりづらい。「明るい」か「暗い」かどちらかにしてください、っていうように考えてしまいますね。

あと、大体のアンケートは、最初に性別、年齢が最初に来るんですけど、今回は狙いがあってこういうふうになっているのかわかりませんが、私の知る限りのアンケートとは順番がちょっと違うなと思いました。

それから、全体的なことになると思うんですけど、私は用語解説をできる限りつけた方がいいと思うんですけど、例えば、私は自分の分野の表現はよくわかっていても、違う分野ではあんまり聞いたことない言葉や表現も出てくるんです。あまりにも文字が増えると、今度は見た目が…という問題になってしまうのはわかるんですけど、わからないまま答えるよりはいいと思うので。

以上です。

会長

ありがとうございます。属性をどこに持ってくるかということと、用語解説のこと、それから明るいってというのがわかりにくいというご指摘ですね。

その他ご意見…はい、どうぞよろしく願いいたします。

委員

私も、パッと開いた時に「見にくい」と思ったのが第一印象です。これから業者さんの方に冊子を出されるということなので、もっと見やすくなると思うんですが、県の方のアンケートは、字も大きくて、行間も広くて、老眼になった私でも回答しやすくなっています。全体的にページ数が増えるかもしれませんが、県の良いところを参考にさせていただいて全体を考えていただきたい。

それから、私も、先ほどから皆さんがおっしゃっておられるように、属性から入っていく方が回答しやすいのかなと思っております。

それと、人権全般について、明るいか暗いか、その次のやさしいか難しいかと、いう似通った質問ですので、この辺はもうどちらかが1つの方がいいんじゃないかなと思います。その次の、重要であるか重要じゃないかっていうことに関してですが、どのようなイメージを持っていますかという質問ですので、イメージが重要であるか重要じゃないかというふうな形になってしまうのではないかと。こここのところ、補足が必要なんじゃないかなと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。最後に、また振り返ってご意見を頂く時間も設けたいと思いますので、恐れ入りますが、続いて3ページからの「人権侵害について」のところについて、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員

4ページの間4のところのエなんです、LGBTという表現について、最近「LGBTQ」というQまで入れて使用されることが多いかと思いますので、クエスチョンの部分もきちんと入れていただいたらどうかなと思います。

会長

ありがとうございます。またご検討お願いいたします。

その他いかがでしょうか。見やすさでやったり、答えやすさであったりというところは共通の課題だと思いますので、こちらは引き続きご検討いただければと思います。

それでは、次に入っていきたいと思います。女性の人権、5ページのところはいかがでしょう。

委員

女性の人権だけではなく全体なんですけど、回答について、他のアンケートでもあるんですが、何で3つなんだろうなっていつも思うので、こういう理由で3つというのがあれば、ちょっと教えていただきたい。

それから問6の選択肢1のところなんですけど、まず男女共同参画ということでもこれも重要なんですけど、性差別のない社会をつくるため、進めるためにどうするかってということが聞けるといいかなと思います。

それから、先ほど副会長もおっしゃってたクォーター制、それから女性の政治参加のような項目を作って欲しいなと思います。

あと、最近私が関わるいろいろな相談の事例の中で、男性がDV被害にあってシェルターを探しているというような事例もあるので、「男性の人権」についての問いを設けるとか、女性の人権というよりは「性による差別」にする方がいいのかなと思いました。

それらを踏まえた上で、6番目の選択肢も「男女の仕事と家庭生活を…」というのではなく、「性別にとらわれず」とか「性別にかかわらず」というふうにする方がいいのかなと思いました。

会長

ご意見ありがとうございます。また、ご検討ください。

それでは、5ページについて、その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員

女性、女性って言われるの、私はすごく嫌いなんです。「女性の人権」ということで聞かれているんですが、先程も言われたように「性による差別」とか「性別に関する人権問題」というふうにしていただく方が良いかなと思います。

会長

表現等ですね。ありがとうございます。

それでは、子どもの人権ですね。6ページ、7ページに参ります。ご意見等いかがでしょうか。

委員

まず、この「子ども」の年齢をどのように想定されているかっていうことでですね。アンケート回答者によって、子どもの捉え方も違うかなというのが1つ。それと、ここの「子どもの人権」のところの項目は、基本方針12ページ・13ページの「子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて」とリンクしたものになっているかと思うんですけれども、この質問項目がこの内容を網羅しているかどうかということ。

この辺りを事務局がどんなふうに捉えておられるかを確認させていただきたい。

会長

ありがとうございます。「子ども」とは何を指しているのかというところと、もう1つは全体に関わると思うんですけれども、前回の方針と調査項目との関係性ですね。お答えいただけますでしょうか。

事務局

まず、調査項目と方針との関係につきましては、委員ご指摘のとおり、前回の方針を踏まえながら設問を考えるという作業にはなっております。

ただ。女性の人権のところでもお話が出ましたように、前回の方針策定時にはおそらく、男女含めた性というよりも女性の人権というのが非常に重要だというような認識だったのかなというふうに思いますけれども、やはり今回の審議会の中では皆様この辺りの認識が変わっているのかなと拝見しておりました。

ですので、この子どもの部分に関しましても、前回の方針を前提にしながらも、今回新たに聞くべきところとか、今後取り組むべき施策みたいなところを関係課に照会をかけながら設定しているところがございます。例えば、問7で申し上げますと、選択肢の9番、「子どもが大人に代わって家族の介護や世話をしている」といういわゆるヤングケアラーの問題などは、以前はなかった回答でございます。こちらは、関係課に照会をかける中で、非常に問題意識を持たれているということで、こうした結果をもとに今回設定させていただいて、もしここに今回回答が集まるようであれば、次の方針に入れ込んでいくということになってくるかなと思っております。

あと、最初にご質問いただいた子どもをどのようにとらえるかというのは非常に難しいところがございますが、まずは就学中の子ども、それから今回の調査の象が18歳以上というようなところも踏まえますと未成年というようなところで捉えられるのかなと考えております。選択肢の中身を見てみますと、高校生よりも少し低年齢を想定した回答が多いのかなというふうには感じておりまして、この辺は皆様の意見もいただききながら、ターゲットを修正していく必要もあるのかなとは考えております。

会長

ありがとうございます。基本方針の改定に向けての調査でございますので、委員の皆様から頂いたご意見、それから調査結果が次の方針に繋がっていくものでございますので、ご指摘のとおりそこをきちっと踏まえた議論をしていければと思います。

お時間の方も大分少なくなっておりますので、恐縮ですが、高齢者の人権、8ページ、こちらの方にご意見がございましたら、お願いいたします。

先ほど、移動手段の方については、既にご指摘いただいたとおりでございます。いかがでしょうか。

(意見なし)

会長

最後にもご意見いただきたいと思っておりますので、続いて、9ページをご覧ください。障害者の人権に係る質問項目です。こちらご意見等ありましたらお願いします。現時点では、よろしいでしょうか。

(意見なし)

会長

ありがとうございます。では続きまして、外国人の人権という10ページ、ご覧ください。はい。どうぞ、お願いします。

委員

ありがとうございます。項目を見ていく中で、1つめの項目はそのままでよいかというふうに思います。2つ目については、ヘイトスピーチという用語

について、もう1回ここで解説があった方がいいかなというふうに思います。それから、4項目に関しては、確かに外国人が労働者として多く来られていて、こういうことも確かにあると思うんですけど、ここはやはりパワハラ、また、職場でのいやがらせ、いじめ、特に最近では外国人労働者が暴力を受けたという報道もあったので、こういった内容も追加していただけたらなと思います。5項目については、教育全体っていうイメージだと思うんですが、私が長年子どものサポートをしてきた中では、やはりいじめとか、そういうことを保護者はすごく心配されているという状況が今でもあるように思いますので、その辺を追加するか、少し違う項目にするかを検討していただけたらと思います。少し飛んで9項目、地域社会において交流する機会が少ないという項目で、確かにそうだと思いますけど、機会が少なくてトラブルや人権問題に発展するということを聞いていただく方が良いように思いますので、検討をお願いします。10項目に対しては、宿泊施設とかお店とかで拒否されるという問題ですが、近年日本はどんどんインバウンドを進めていっておりますので、こういうような問題が少しずつ改善されていっているんですね。たとえば、内閣府が、平成29年、東京オリンピックを向かえるちょっと前なんですけど、世論調査をされているのね。人権擁護に関する世論調査という。その中でも、回答者全体の7.9%しかこうした経験はないと。つまり、アンケート上は、改善されているんじゃないかっていう印象ね。また、平成28年には、法務省が外国人住民向けに人権調査をしているんですね。これは、大規模な調査で、日本全国の1万8500人を対象に、全国37地区を選んで実施した外国人向けの調査なんですね。当事者ですよ。ここでも、92%の当事者が似たような質問に対して「こういうことはない」というふうに答えてるんですね。ですので、10項目は大きな問題ではあるけど、その代わりに、まだじろじろ見られたり避けられたりするっていうようなことの方が私はまだよく聞きます。このような項目は平成18年の調査にあって、当時は13.9%しかそのように答えてないんですけど、でも、今でもこのような状況は改善されていないっていうことを、この調査を通じて確認してもいいんじゃないかなというようにも思います。以上です。

会長

いろいろデータ根拠を示していただきながらご意見をいただきました。ご検討よろしくお願いたします。

(意見なし)

会長

ありがとうございます。それでは続きまして、11 ページ以降をご覧ください。その他の人権問題の領域になります。先ほどのコロナに関連する質問を加えてはどうかというご意見を頂いていたところですが、その他いかがでしょうか。

(意見なし)

会長

お時間が少なくなっていますので、では、13 ページ、同和問題。こちらは、いかがでしょうか。

(意見なし)

会長

またご意見を頂く機会もあると思いますので、最後になりますけれども、15 ページ以降ですね。人権啓発教育の取組について、ご意見ございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

(意見なし)

会長

はい。非常に駆け足で申し訳ございませんでした。それぞれの質問項目、領域ごとにご意見を頂きました。

最後に、また、今後も文書も含めた意見交換の場を設けていただく予定ですが、この場でということがございましたら、お願いします。

委員

ちょっと戻ってしまうんですけど、申し訳ありません。先ほどの議論にもあったように、問 27 のところで、女性の人権、子ども、高齢者、障害のある人と続いていくんですけど、この項目以外の項目、たとえば成人の働き盛りの男性の人権が何も注目されていない。例えば、労働環境で、そういう人権侵

害があることとか、さっき言ったようなDVのこととか、どういうふうに表示すればよいかというのはちょっと案を持ち合わせていないんですが、その辺はどうかと思います。

会長

ありがとうございます。今の点、ご検討よろしく申し上げます。
こちら、ご意見どうぞ。

委員

また少し飛ぶかもしれないんですが、先ほど委員がおっしゃったコロナに関する質問。私も、やっぱりその質問を入れた方がいいんじゃないかなと思います。これは現在まだ起こっているような状況で、明日終わるものでもないの
で、重要な、内容ではないかなと思います。

それから、もう1つごめんなさい。アイヌのことなんですけど、これは今回このアンケートや方針の中には含まれないということによろしいですか。

会長

ご質問ありがとうございます。
こちらは、いまご回答いただけますか。

事務局

はい。アイヌの件に関しましては、おそらく委員は法務省の定める17項目を存じておられて、ご質問くださったのではと思います。

法務省の定める17項目の中には、今おっしゃっていただいた「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」というのを1つの項目として取り上げておられます。実は、彦根市においても先月彦根市人権教育推進協議会の総会後の研修会で、アイヌをルーツに持つ方に来ていただいて研修していただいており、これも重要な人権課題の1つと認識しております。

ただ冒頭から申し上げますとおり、このアンケートですべての人権課題を網羅するというのがなかなか難しい中で、基礎自治体として、まずは市民の生活に密着した人権課題についての設問を設定するというので、今おっしゃっていただいたところに1問を設けるというのは難しいと考えています。

今後も引き続き重要な課題としては取り組んでいこうと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

会長

ありがとうございます。では、そちらどうぞ。

委員

ここまで来てどうかと思うんですけども、県の方のアンケートには、選択肢の中に「特に問題ない」とか「わからない」というのが入っています。

今回のアンケートにはこうした選択肢がなく、彦根市民全員が人権意識が高く、問題意識をしっかりと持っているんだということであればいいんですけども、そうでない方もおられるのかなっていうふうに思うので、「特に問題ない」「わからない」「関心がない」とかっていう選択肢も必要ではないかなと思います。

会長

ご意見ありがとうございます。この辺りもまた持ち帰っていただいて、検討をお願いします。

それでは、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。限られた時間の中、もう 12 時前となりまして、私も進行も上手くなくて申し訳ございませんでした。

本日十分に審議できなかつた部分もあるように思いますので、先ほど少しお話もありました文章でのやりとりというものも加えまして、今後、ご審議いただくということを提案したいのですけれども、事務局いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。皆様にもご協力いただきましてひと通りは目を通していただけたように思いますけれども、それぞれご専門の分野などに関して、もし追加でご意見等がある場合には、本日から 1 週間程度をめどに、Eメールで頂戴できますでしょうか。特に様式などはご準備させていただきませんので、この設問についてこう思うというような形で、来週金曜日までに Eメールでいただければと思います。

いただいたものについては事務局の方でまとめまして、回答も含めてまた皆様にご提示させていただいて、次回を迎えるというのでいかがでしょうか。

会長

ありがとうございます。このようにお話いただきましたので、1週間という
ことで、Eメールで頂ければと思います。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。

皆様ありがとうございました。お疲れ様でした。

企画振興部長

本日は大変ご熱心にご議論いただきましてありがとうございます。本日も意見
いただきましたことも踏まえまして、またこれから頂けるまたメール等も含
めて、私どもの方で検討していきたいと思えます。

アンケートする以上は回答していただきやすい形を作っていかなければなら
ないと思っておりますので、引き続きご協力のほどよろしく願いいたします
。本日は大変ありがとうございました。

(閉会)